

反復的な権利侵害行為への対策について

反復的な権利侵害行為への対策について①

1. いわゆる「スリーストライク制」について

インターネット上で著作権侵害情報をアップロードするなどの権利侵害行為を反復的に行う者に対して、メール等によって数回の警告を行い、警告にもかかわらず権利侵害行為を継続した場合に、インターネット接続の制限(接続の遮断)やアップロード等のアカウントの利用の制限(アカウントの停止)を行う制度(いわゆる「スリーストライク制」)の導入が必要との指摘がある。

2. 「スリーストライク制」に関する見解

プロバイダ責任制限法検証WG第2回 ユニオン・デ・ファブリカン資料 16頁

☆スリーストライク制導入に反対するものではないが、現行、商標権侵害品に関して、オークションでは実質上ワンストライク制で運営されているので実質的な緩和につながる懸念がある事も否定できない(他方、従来何ら対応していないI SPIに対しては、少なくとも3回目には切断を強制できるという制度になるのであれば、それはそれで有用ではあると考えることも否定しない)

- ー 本来、スリーストライク制は権利侵害の判断が難しい著作権侵害に関して発達した概念であり、権利侵害の疎明が比較的容易な商標権侵害にそのまま当てはめるべきなのか疑問がある
- ー 更には、同制度をプロ責法で取り扱うのは、同法が権利侵害に関わる違法情報を律しているとの解釈及びスリーストライク制導入が必要と考えられる権利侵害に関わらない違法情報等の問題(児童ポルノ、自殺方法等)等の存在等を鑑み、馴染まないものとする

☆提案

- ー プロ責法以外でスリーストライク制は検討されるべき
- ー 万一、プロ責法に関わる事項としてスリーストライク制が検討されるのであるならば、インターネットへのアクセス権とオークションへの出品資格は基本的に異質なものであることを何らかの形で明確にする配慮を頂ければ有り難い

反復的な権利侵害行為への対策について②

2. 「スリーストライク制」に関する見解～続き～

プロバイダ責任制限法検証WG第2回 ニフティ株式会社資料 7頁

5. いわゆるスリーストライク制について

★ユーザの表現の自由、通信の秘密

ネット接続の遮断は、ユーザがネットワークを通じて表現する自由という基本的人権を損なう
同一人の権利侵害を通信経路上で事前監視するのは通信の秘密の侵害

★現実性

ネット接続手段のすべてを禁止するのは日本では現実的でない(刑務所に収監すれば別だが)
他のアクセスプロバイダと契約すればよいし、ネットカフェやホテルインターネット等、他にも多様な接続手段がある

プロバイダ責任制限法検証WG第2回 日本インターネットプロバイダー協会 資料 7頁

・すでに、会員制掲示板、動画投稿サイトなどでは、より厳しい措置を実施(妥当な措置)

－YouTube, ニコニコ動画・・・

－事実関係の確認できる範囲と、制限を受ける範囲が一致

・ISPのアクセス回線を止めることの問題

－アクセス回線は生活インフラ

・銀行, 証券, 学校生活, IP電話

・警備, 緊急通報, 医療アクセス...

・将来的には, 参政権

－ISPの回線は, 通常1世帯1契約

－さらには, 2世帯住宅, アパートで1契約

－これらを実質的に権利者の申立てで停止?

－そもそも事実関係の確認が問題, さらに制限を受ける範囲が一致しない

→アクセス回線の3ストライクは無茶です。

反復的な権利侵害行為への対策について③

2. 「スリーストライク制」に関する見解～続き～

知的財産戦略本部コンテンツ強化専門調査会インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策に関するワーキンググループ「インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策について(報告)」(2010年) 32頁

インターネット上の反復的な著作権侵害行為への対策として、フランスや韓国などでは、数回の警告を経た上でインターネットへの接続の制限(接続の遮断)やアップロード等のアカウントの利用の制限(アカウントの停止)を行う制度(いわゆる3ストライク制度)が導入されている。

常習的で悪質な侵害者に対して、社会全体で取り組むことは重要な課題であり、また、こうした制度は特にファイル共有ソフトを通じた侵害には有効な対策であるが、実効性の確保の観点、自由の一定の制約とのバランスとの観点等について課題があり、現行制度における警察の取り締まりによる効果、諸外国における実施状況とその効果等も見極めながら、さらに検討を行う必要がある。なお、一部プロバイダは、自主的な取組として、プロバイダと利用者の契約約款において、侵害行為者に対してプロバイダがインターネットへの接続の制限等の必要な措置を取ることを定めている。こうした自主的な取組は重要であると考えられるが、通信の秘密との関係で許容範囲が明確でないため、その許容範囲の明確化や手続きも含め、検討する必要がある。